

第2弾与謝野町住民生活支援商品券事業実施要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対し、消費喚起と町内事業者の事業継続及び売上拡大を図るとともに、収入減による住民生活の支援を目的とするため、第2弾よさの地域支えあい商品券（以下「商品券」という。）の発行・配布の事業（以下「商品券事業」という。）を行うこととする。

第2 実施主体

本商品券事業の実施主体は、与謝野町とする。ただし、事務の一部を委託することができるものとする。

第3 商品券配布対象者

商品券配布する対象者（以下「配布対象者」という。）は、以下のものとする。

- (1) 令和4年2月1日（以下「基準日」という。）時点で与謝野町住民基本台帳に記録されている者。

第4 商品券の配布額

配布対象者1人につき、500円券を10枚、総額で5,000円分の券を配布するものとする。

第5 商品券の配布方法

商品券は、日本郵便株式会社と「ゆうパック運送業務委託契約」を締結し、町内各世帯の世帯主に世帯全員分を一括して配布するものとする。

第6 商品券の取扱い

1 商品券の使用期間

商品券の使用ができる期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

2 商品券使用に当たっての留意事項

- (1) 商品券は、町が取扱店として登録した店舗での物品等の購入又はサービスの提供を受ける際に使用できる。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 商品券の額面金額に満たない支払いをすることはできない。
- (4) 商品券の額面全額を超える分の支払いは現金で行う。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は使用できない。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、町はその責を負わない。

3 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）
- (2) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) 土地、家屋購入・家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 事業の用に供するための物品・サービス等の調達における支払い
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものの支払い
- (10) その他発行者が指定するもの

第7 商品券取扱店の登録

- 1 商品券の取扱店（以下「取扱店」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかを満たす事業者とする。
 - (1) 与謝野町内に店舗又は事業所を有する事業者で、与謝野町商工会に加入している事業者
 - (2) 町内に本社、本店を有する中小企業者又は小規模事業者（以下「個店」という。）
- 2 前項に該当する事業者で次の（1）から（4）に該当する事業者は取扱店として登録できないものとする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
 - (2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する事業を行っている事業者
 - (3) 第6の3の（1）から（7）に記載されている取引、商品のみを扱う事業者
 - (4) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である事業者又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- 3 取扱店の募集
 - (1) 取扱店の募集期間は、町長が別に定める期間とする。なお、募集期間終了後も登録申込書は随時受け付けるものとする。
 - 2 取扱店への登録を希望する事業者は、町が指定する様式（第2弾よさの地域支えあい商品券取扱店登録申込書兼同意書（様式第1））に必要事項を記入して、募集期間内に与謝野町役場商工振興課へ提出しなければならない。
- 4 取扱店の決定
町は前項の申込を受けたときは、当該申込内容を審査し問題がなければ取扱店として登録するものとし、「第2弾よさの地域支えあい商品券取扱店登録証明書（様式第2）」を申込者に送付するものとする。
- 5 取扱店登録の取消し

町は、取扱店にこの実施要領に違反する行為があると認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消すことができるものとする。また、その違反により町に損害が生じときは、町はこれの賠償を請求することができるものとする。

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店は、商品券の使用者（以下「使用者」という。）が持ち込んだ商品券を受け取る前に問題がないか確認するものとし、券の大きさや色合いが違うものなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに与謝野町役場商工振興課に報告しなければならない。
- (2) 取扱店は、商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入し、既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否するものとする。
- (3) 取扱店は、商品券の交換及び売買は行わないこと。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金するものとする。
- (4) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失については、町はその責を負わない。
- (5) 取扱店は、京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）及び与謝野町暴力団排除条例（平成 22 年与謝野町条例第 16 号）を遵守するものとする。

第 8 商品券の換金手続

取扱店は、次の期間及び場所で商品券の換金手続きをしなければならない。

- (1) 換金期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで（役場閉庁日を除く）とする。ただし、個店以外の事業者は、この期間のうち水曜日及び木曜日のみ換金手続きができるものとする。
- (2) 換金できる時間帯は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (3) 換金しようとする取扱店は、使用済みの商品券と商品券交付金交付申請書（様式第 3）を役場商工振興課に提出するものとする。
- (4) 商品券交付金交付申請書（様式第 3）は第 7 の 4 の取扱店登録証明書と併せて取扱店に送付するものとする。
- (5) 商品券の換金は原則、口座振込とする。

第 9 破損等の届出

商品券を著しく破損又は汚損した者は、速やかに与謝野町商工振興課に届け出て、その指示に従わなければならない。

第 10 問合せ先

商品券に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

与謝野町役場商工振興課

T E L : 0772-43-9012（直通）

F A X : 0772-46-2851

E-mail:shokoshinko@town.yosano.lg.jp